

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員給与規程

平成18年7月19日
規程第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員就業規程（以下「就業規程」という）。第17条の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この規程に定める職員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 期末手当
- (8) 勤勉手当
- (9) 特殊勤務手当
- (10) 管理職手当
- (11) 日直手当
- (12) 地域手当

(給与の計算期間)

第3条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 新たな職員となった者は、その日から給料を起算支給し、昇給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

(給与の計算方法)

第4条 所定の勤務時間の全部又は一部において特別の理由がなく勤務しなかった場合は、その時間に対する給料は支給しない。

2 前項の場合において、不就労時間の計算は、給料締切月の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

3 給料締切月の中途において採用された者の当該期間の給料は、労働した時間に対して支給する。

(給与の支払日)

第5条 給与は、毎月21日に当該月分を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(退職者等の給与)

第6条 職員が退職したときは、そのまでの給料を支給するものとする。ただし、在職中死亡したときはその月分の給与の全額を支給する。

2 退職者の給与は、前条の規定にかかわらず退職した日から7日以内に支払うことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 前条第1項後段に規定する給与を受ける遺族及びその順位は、それぞれ民法における相続権者及び相続順位とする。

(給与の支払方法等)

第8条 給与は、次の各号に掲げる場合を除くほか、口座振替の方法により支払うことができる。

- (1) 所得税
- (2) 地方税
- (3) 社会保険料
- (4) 笠間市社会福祉協議会職員互助会費
- (5) 団体契約に基づく生命保険料及び損害保険料
- (6) 会長が特に認めるもの

2 職務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

第2章 給　　料

(給　　料)

第9条 職員には、給料を支給する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表（別表第1）
- (2) 技術職給料表（別表第2）

(級別標準職務)

第10条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び、それらの職務と複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 級別標準職務表 (別表第3)
- (2) 技術職給料表 級別標準職務表 (別表第4)

(初任給の基準)

第11条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、次に掲げる基準により決定するものとする。

- (1) 事務職給料表 初任給基準表 (別表第5)
- (2) 技術職給料表 初任給基準表 (別表第6)

第3章 昇給及び昇格

(定期昇給等)

第12条 昇給日は、特別の場合の昇給を除き、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とする。

2 職員の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

4 事務職給料表適用職員で55歳及び技術職給料表適用職員で57歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、会長が定める。

(昇　　格)

第13条 職員の技能及び、勤務成績が特に良好である場合においては、会長は前条の規定にかかわらずその者の等級を一級上位の級に昇格させることができる。

第4章 諸 手 当

(扶養手当)

第14条 職員に扶養親族がある場合には、扶養手当を支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 前項の扶養親族がある場合、職員は扶養親族届（様式第1号）により会長に届け出なければならぬ。また、その異動についても同様とする。

4 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

5 第2項第1号に規定する子のうちに、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第14条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、別に定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次に該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除了した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除了した額の2分の1（その控除了した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤（職員が勤務のためその者の住居と在勤事務所との間を往復することをいう。以下この

条において同じ。) のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤事務所までにいたる経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用しその運賃等を負担し,かつ,自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し,又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって,交通機関等を利用せず,かつ,自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は,次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき,通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とし,ただし,運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1カ月あたりの運賃相当額」という。)が150,000円を超えるときは,支給単位期間につき,150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において,1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは,その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき,150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ,支給単位期間につきそれぞれ次に定める額。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 18,500円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員
28,000円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員
29,800円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員
31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額（1カ月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の本規程の定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職等が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちその事由が生じた後の期間を考慮して本規程で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6カ月を超えない範囲内で1カ月を単位として会長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1カ月）をいう。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の160）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務の時間が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 就業規程第7条の1第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第18条 勤務1時間あたりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第19条 期末手当は毎年6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、期末手当を支給する。この場合において、基準日前1箇

月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 期末手当の支給日は、6月30日及び12月10日する。ただし、これらの日が日曜日又は土曜日にあたるときは、それぞれの前日とする。
- 3 期末手当の額は、基準日現在の給料及び扶養手当及びこれに対する地域手当の月額の合計額の月額の合計に、6月に支給する場合においては、100分の125、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月	100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満	100分の 80
(3) 3箇月以上5箇月未満	100分の 60
(4) 3箇月未満	100分の 30

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、勤勉手当を支給する。この場合において、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、これらの日が日曜日又は土曜日にあたるときは、それぞれ前日とする。
- 3 勤勉手当の額は、基準日現在の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の 95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の 90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の 80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の 70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の 60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の 50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の 40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の 30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の 20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の 15
15日以上1箇月未満	100分の 10
15日未満	100分の 5
零	零

4 勤勉手当の総額は、基準日現在の給料及び扶養手当の月額の合計に100分の105を乗じて得た額を超えてはならない。

5 成績率は、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の110以内とする。

(管理職手当)

第21条 管理職手当は、事務局長に対して支給し、その額は別表7のとおりとする。

(日直手当)

第21条の1 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を日直手当てとして支給する。ただし、第17条に規定する勤務には含まれないものとする。

(休職者の給与)

第22条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規程第22条第2項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規程第20条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、又はその他の心身の故障により就業規程第20条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、就業規程第20条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(退職手当)

第23条 退職手当については、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度によるものとする。

2 職員が死亡したときの退職手当金は、その遺族に支給する。

(給与の減額)

第24条 職員が、時間外勤務代休時間、祝日法による休日、年末年始の休日である場合、職務専念義務を免除された場合を除き、次の各号に掲げる事由により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- (1) 育児休業
- (2) 介護休暇
- (3) 欠勤

(給与の支給制限)

第25条 笠間市から派遣されている職員については、給料及び手当は支給しない。

(補則)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の日の前日から引き続き在職する職員が属していた職務の等級は、改正後の社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員給与規程の規定による職務の級とみなす。

3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第3項並びに第20条第3項及び第4項の規定の適用については、第19条第3項中「100分の140,」とあるのは「100分の125,」と、第20条第3項及び第4項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(号給の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けていた給料月額（社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員給与規程等の一部を改正する規程（平成21年規程第2号）の施行の日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこ

れを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(定年延長に伴う給与の経過措置)

- 5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が年齢60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受けける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年度笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法 人笠間市社会福祉協議会給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の社会福祉法 人笠間市社会福祉協議会給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受けける号給に異動のあった職員のうち、会長の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、会長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受けける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成21年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員給与規程第19条第3項又は第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。こ

の場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から 8号給まで
技術職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

(2) 平成21年6月1において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員給与規程第19条第3項又は第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで

	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
技術職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。ただし、第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員給与規程第19条第3項又は第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
技術職給料表	7級	1号給から16号給まで
	1級	1号給から21号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から76号給まで
	4級	1号給から48号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

3 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。

(平成24年4月1日における号給の調整)

4 平成24年4月1日において42歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員（以下この項及び次項において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の昇給その他の号給の決定の状況（以下この項及び次項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けすこととなる号給の1号給（同日において36歳に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）であって当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

(その他)

5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月17日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人笠間市社会福祉協議会給与規程第9条第2項の別表第1から別表第2及び第16条第2項並びに第20条第3項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で別に定める割合
第14条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で別に定める割合
第14条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
第14条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
第14条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
第14条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
第14条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条の規定は平成28年3月25日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第2までの規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規程第20条第3項及び第4項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第20条第3項及び第4項を除く。）による改正後の給与規程（以下「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び次項において「第2条改正後給与規程」という。）第14条第4項の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。

附 則

この規程は公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例処置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の社会福祉法人笠間市社会福祉協議会職員給与規程第19条第3項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定中別表1及び別表2までの改正後の給与規程の規定は令和4年4月1日から適用する。

3 第1条の規定中第20条第3項及び第4項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月31日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定中、別表1及び別表2までの改正後の給与規程の規定は令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定中、第19条第3項、第20条第3項及び第4項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定中、別表1及び別表2までの改正後の給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定中、第19条第3項、第20条第3項及び第4項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員給与規程第14条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者」と同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については1人につき3,000円とする」とする。
- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、第2条改正後給与規程第14条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規定で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、別に定める。
- (給与の内払)
- 6 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は改正後給与規程等の規定による給与の内払とみなす。